

# 日本経営システム学会 研究部会細則

## (目 的)

第1条 本細則は日本経営システム学会の研究部会の設置と運用について必要な事項を定める。

## (研究部会の設置)

第2条 研究部会は、当該部会が定める一定のテーマを主題として設立され、同部会における日本経営システム学会（以下本学会）の会員相互の研究報告とこれに伴う討議を通じて、会員の研究あるいは実務に役立つような研鑽を積む機関として機能することを目的とする。

## (構 成)

第3条 研究部会はその構成人数の最低要件を5名以上とし、代表者としての主査1名と事務局としての幹事1名をおく。

2. 主査及び幹事は、正会員でなくてはならない。
3. 研究部会は必要に応じて、副査などの役職を設けることができる。
4. 研究部会員は、本学会の会員でなくてはならない。
5. 非会員の研究会活動への参加の可否については、主査が決定する。

## (設置方法)

第4条 研究部会を新たに設置する場合は、所定の申請書を研究委員会へ提出する。同委員会による審査の後、理事会の承認を得て研究部会の設置を認める。

2. 申請書の書式は、別に定める。
3. 新規の研究部会は、4月1日から発足させることを原則とする。

## (研究期間)

第5条 研究期間は研究部会の発足後2年とし、以降は1年ごとに更新されるものとする。

## (研究部会の廃止)

第6条 以下に該当するときは、研究委員会は理事会の議を経て該当研究部会を廃止することができる。

- (1) 主査から研究委員会に活動終了の申し入れがあったとき。
- (2) 第8条で定める報告がないとき。
- (3) 研究委員会が活動の継続は困難と判断したとき。

## (経 費)

第7条 研究部会には運営費用として、理事会の定める補助金が支給される。

## (報 告)

第8条 主査は年度末あるいは研究委員会の要請により、研究部会の活動報告および翌年度の活動計画を研究委員会に報告しなければならない。

2. 主査または幹事に変更があったときは、研究委員会に報告し了承を得なければならない。

### (成果発表)

第9条 研究部会は、その成果を、随時、本学会主催の全国研究発表大会にて発表するように努めなくてはならない。

### (細則の変更)

第10条 本細則の変更は、理事会において出席者の2分の1以上の承認を得なければならない。

2. 本細則の内容検討、並びに、変更は研究委員会が行う。

### (施行)

第11条 本内規は2006年10月28日より施行する。

本細則は2018年3月16日改正、施行する。

本細則は2019年5月25日改正、施行する。